

評議員会規則

(目的)

第1条 公益財団法人電磁材料研究所（以下「本法人」という。）の評議員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(構成)

第2条 評議員会は、評議員全員をもって構成する。

(役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 本法人の職員及び弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じ、前2項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(種類及び開催)

第4条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集権者)

第5条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集手続)

第6条 理事長（前条第4項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的事項及び法務省令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 理事長（前条第4項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。

（欠席）

第7条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（定足数）

第8条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（議長）

第9条 評議員会の議長は、評議員会の開催のつど、出席した評議員の互選により定める。

（出席状況の報告）

第10条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本法人の職員をして行わせることができる。

（議題の審議順序）

第11条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

（理事等の報告及び説明）

第12条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求める。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対し上記提案に対する意見を求めるものとする。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（説明義務者）

第13条 評議員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。

2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監事の意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

（一括説明）

第14条 理事又は監事は、評議員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第15条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- (3) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (4) 説明をすることにより本法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
- (4) 質問が重複する場合
- (5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(決議の方法)

第16条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及び定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、評議員として表決に加わることができない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。この場合、その評議員の数は、第1項の評議員の数に算入しない。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。この場合、第3条第1項の規定にかかわらず、理事及び監事は同席することができない。
- 5 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事を選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準及び支給額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準及び支給額
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の認定及び基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

(9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(10) 理事会において評議員会に付議された事項

(11) その他法令又は定款で定められた事項

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第2項にかかる評議員会の招集通知に記載された評議員会の目的である審議事項以外の事項については、決議をすることができない。

(評議員会に提出された資料等の調査)

第18条 評議員会は、その決議によって、理事及び監事が提出し、又は提供した資料を調査する者を評議員の中から選定することができる。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(採決)

第20条 議長は、議案について質疑及び討論がつくされたと認めるときは、審議を終了させ採決しなければならない。

2 議長は、採決は各々の議案毎にしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

3 議長は、採決が終了したときは、その結果の評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

第21条 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 延期又は続行の決議がなされた場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び第182条の規定は、適用されない。

4 第2項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。

5 延会又は継続会の日は、最初の評議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第22条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、議事録は書面をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載して、議長及び出席した評議員から選ばれた署名人1名がこれに記名押印する。

2 議事録は、10年間本法人の事務局に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第24条 招集権者は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し通知しなければならない。

(補則)

第25条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公益財団法人電磁材料研究所の設立登記のあった日（平成23年7月1日）から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。